

親族関係書類とは

国外居住親族が納税（申告）者の親族であることを証する次の書類をいいます。

扶養控除等の対象となる親族は、配偶者、6親等以内の血族及び3親等以内の姻族です。

	必要書類	具体例
国外居住親族が日本人の場合	①と②の両方の書類が必要です。 ①国または地方公共団体が発行した書類の原本 ②国外居住親族の旅券の写し	①戸籍の附票の写し（原本） ②パスポート（コピー）
国外居住親族が外国人の場合	外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類の原本（国外居住親族の氏名、生年月日、住所（居所）の記載があるものに限ります。）	出生証明書（原本） 婚姻証明書（原本）

（注）書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文の提出または提示が必要となります。

送金関係書類とは

次の①または②のいずれかの書類で、納税（申告）者がある年において国外居住親族の生活費または教育費として支払を行ったことを明らかにするものをいいます。

	発行元	必要書類	具体例
①	金融機関	金融機関が発行した書類で、その金融機関が行う為替取引により国外居住親族に支払を行ったことを明らかにする書類	外国送金依頼書の控え
②	クレジットカード会社	クレジットカード会社が発行した書類で、国外居住親族がクレジットカードの家族カードを使用し、商品等を購入したことを明らかにする書類	家族カードの利用明細書

（注）書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文の提出または提示が必要となります。

（注）複数の国外居住親族である親族について扶養控除等の適用を受ける場合は、その親族ごとに送金等を行うことが必要となります。